第33回ばんしん夢みらい 特別金利定期預金 （自動満期解約方式）

自由金利型定期預金＜M型＞

2026年10月13日現在

ご利用いただける方	◎ 夢みらい支店にて普通預金口座を開設している個人のお客さま
取扱期間	◎ 2026年 10月13日（火） ～ 2026年12月30日（水） ＊販売予定額に達した場合は、 取扱期間内でも取扱いを中止する場合があります。
お預け入れ期間	◎ 定型方式　1年　3年 （自動満期解約方式のみ）
お預け入れ方法	
(1) 預入方法	◎ インターネットバンキングより一括預入
(2) 預入金額	◎ 1人200万円以上、1,000万円以内とします。
(3) 預入単位	◎ 200万円以上1円単位
払戻方法	◎ 自動的に満期日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に振替指定口座へ元金、利息を入金します。
利　　息	
(1) 適用金利	◎ 固定金利　預入期間　1年　1．30％ （税引後　年1．035％） 固定金利　預入期間　3年　1．65％ （税引後　年1．314％） ◎ 特別金利を約定利率として満期日まで適用します。 ◎ 市場動向により、適用金利を変更する場合があります。
(2) 利払方法	◎ 満期日以降に一括して元金とともに支払います。
(3) 計算方法	◎ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税　　金	◎ 利息には20．315％(国税15．315％、地方税5％）の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には 復興特別所得税が追加課税されます。 ◎ マル優の取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	◎ 満期日前に解約する場合は、当金庫所定の中途解約利率が適用されます。 預入期間に応じた期限前解約利息とともに支払います。 但し、この計算に適用する約定利率は、特別金利は適用されず、預入日における店頭表示のスーパー定期の利率を適用します。 ◎ インターネットバンキングから受付けた解約処理日は、翌営業日となります。
苦情処理措置・紛争解決措置	◎ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口（9時～17時、電話：0120－31－5784）にお申し出ください。 ◎ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）、兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078－341－8227）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03－3517－5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）－もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください
その他参考となる事項	◎ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ◎ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）

ひろがる夢とたしかな未来
播州信用金庫

